

① 学校給食の無償化と有機栽培・オーガニック給食の導入について

学校給食については、昭和29年「学校給食法」が施行され、健康の保持増進・食習慣の形成・社交性や協同の精神・生命・自然の尊重など定められました。平成17年には「食育基本法」が制定され、子供たちが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けるためには、何よりも「食」が重要であり、食育は生きる上での基本であって、知育、道徳、体育の基礎となるべきと位置付けられています。又、子供たちに対する食育は、身心の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育んでいく基礎となるものとして重視しています。この他、教育関係者の責務として基本理念にのっとりあらゆる機会と場所を利用して、積極的に食育を推進すること。他社の行う食育の推進に関する活動に協力することなども定められています。本町では、食材に関しては、「長与町学校給食用物資の調達に関する要綱」に基づいて食材を調達していると思いますが、子供たちにとって、本当の意味での安心安全な有機栽培・オーガニック給食を提供することが親御さんたちからも望まれることだと考えます。更に、農林水産省でも有機農業の推進に関する施策の中に、有機栽培・オーガニック給食等を含む販路確保の取り組みが推奨されています。そこで本町の学校給食費無償化など合わせ下記の質問を致します。

- (1) 小中学校の保護者の共働き世帯、ひとり親世帯、又、子どもの貧困率（朝食を取ってない子ども数）など現在の状況はどうなっているのか聞く。
- (2) 低所得者世帯の給食費の対応と給食費滞納世帯は現在各小中学校でどのくらいなのか現状を聞く。
- (3) 学校給食費の無償化又は一部公費助成をするべきと考えるがどのように考えるか。
- (4) 農林水産省が有機農業の推進（オーガニックビレッジ宣言）についての取組を開始したが、本町での有機栽培・オーガニック給食の販路確保の導入についての考えを聞く。
- (5) 平成17年から「栄養教諭制度」が創設し食に関する指導により、学校における食育と位置付けているが、栄養教諭の役割と配置状況、調理師などの働く環境などはどうなっているのか聞く。